

2015 年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録

2016 年 3 月 31 日現在

特定非営利活動法人

大分県消費者問題ネットワーク

科 目	金額 (単位: 円)		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・現金手許有高			
定期預金 九州労働金庫臼津支店	2,000,399	2,000,399	
普通預金 九州労働金庫臼津支店	3,935,861		
普通預金 大分信用金庫西新町支店	2,103,313	6,039,174	
流動資産合計			8,039,573
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産	0		
(2) 無形固定資産	0		
固定資産合計	0		0
資産合計			8,039,573
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金 豊後高田市弁護士派遣料		30,000	
負債合計			30,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		6,816,698	
当期正味財産増加額		1,192,875	8,009,573
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			8,039,573

※ 今年度はその他事業を実施していません。

2015 年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

2016 年 3 月 31 日現在

特定非営利活動法人

大分県消費者問題ネットワーク

科 目	金額（単位：円）		
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	6,039,174		
定期預金	2,000,399		
流動資産合計		8,039,573	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産	0		
(2) 無形固定資産	0		
(3) 投資その他の資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			8,039,573
II 負債の部			
流動負債			
預り金	30,000		
流動負債合計		30,000	
固定負債合計			30,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		6,816,698	
当期正味財産増加額		1,192,875	
正味財産合計			8,009,573
負債及び正味財産合計			8,039,573

※ 今年度はその他事業を実施しておりません。

2015年度 活動計算書

2015年4月1日 ～ 2016年3月31日

特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク
(単位：円)

科 目	金 額	金 額
I. 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	1,866,000	
賛助会員受取会費	53,000	
受取会費計		1,919,000
2. 事業収益		
公益事業委託費（大分県労働福祉協議会）	2,500,000	
大分県消費生活相談支援事業委託費	290,700	
市町村委託事業費	1,019,744	
事業収益計		3,810,444
3. その他収益		
受取利息	1,587	
雑収益	25,332	
その他収益計		26,919
経常収益計		5,756,363
II. 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
福利厚生費	32,066	
人件費計		32,066
(2) その他経費		
差止請求関係業務	11,667	
110番活動（公益事業）家賃	720,000	
110番活動（公益事業）相談	1,251,230	
講演会等の企画・運営	199,512	
広報・情報提供事業（公益事業）	185,760	
その他経費計		2,368,169
事業経費計		2,400,235
2. 管理費		
(1) 人件費		
雑給	1,231,100	
福利厚生費	10,000	
人件費計		1,241,100
(2) その他経費		
会議費	44,485	
旅費交通費	287,476	
通信費	182,715	
事務用品費	80,645	
諸会費	100,000	
渉外費	146,560	
租税公課	4,800	
雑費	75,472	
その他経費計		922,153
管理費計		2,163,253
経常費用計		4,563,488
当期経常増加額		1,192,875
当期正味財産増加額		1,192,875
前期繰越正味財産額		6,816,698
次期繰越正味財産額		8,009,573

監 査 報 告 書

2016年4月18日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
大分県消費者問題ネットワーク
理事長 井田 雅貴 殿

監 事 山村 克巳



監 事 川辺 功



私たち監事は、2015年4月1日から2016年3月31日までの事業年度の理事の職務の遂行、事業及び決算等の監査を行いましたので、その結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査実施日 2016年4月18日（月）10時から

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び付属明細書は、法令及び定款に従い消費者問題ネットワークの状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算関係書類及びその付属明細書の監査結果

決算関係書類及びその付属明細書は、消費者問題ネットワークの重大な事項において適正に表示しているものと認めます。

以 上